



群労発基 1226 第 3 号  
平成 29 年 12 月 26 日

一般社団法人群馬労働基準協会連合会長 殿

群馬労働局長

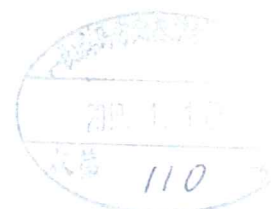


### 転倒災害の防止について（協力要請）

日頃より、労働行政の推進とりわけ労働災害防止の取り組みにつきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては 2015 年より全国的に「STOP！転倒災害プロジェクト」として取り組みを開始し、2016 年からは転倒災害が特に多発する 2 月と 6 月を重点取り組み期間としているところです。

群馬労働局管内においても全労働災害の約 25%を占める転倒災害についてその防止を図るべく取り組みを行っており、当局では 2016 年から 1 月～3 月の冬季を「冬季転倒災害防止強調期間」として転倒災害の防止について関係機関あて要請を行い、会員等への周知啓発等をお願いしているところです。転倒災害を防止するには「転倒災害プロジェクト」をできるだけ多くの事業場、労働者に周知することが重要です。同プロジェクトにつきましてご理解を頂き、傘下会員、組合員等に対し、周知を図っていただきますよう、よろしくご協力の程お願い申し上げます。



# 転倒 無し運動

テントウムシ



## 冬季転倒災害防止運動

☆1月～3月は冬季転倒災害防止強調期間です！！☆

10cm 以上の降雪で凍結し転倒災害が増加する傾向にあります。

降雪後の除雪、融雪対策は早めに行いましょう!!

### ～転倒災害防止の5か条～

- 1 ポケットに手を入れて歩かない！
- 2 雪道や凍った道は小股で歩く！
- 3 路面や床面に合った靴を履く！
- 4 時間に余裕を持った行動をとる！
- 5 日頃から足腰を鍛えよう！



# 群馬労働局STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

## 1 趣旨

群馬県内においては、全産業の労働災害発生件数の約25%を占める転倒災害の減少を目的として、平成27年1月に「群馬労働局STOP！転倒災害プロジェクト2015」を立ち上げ、転倒災害防止対策の取り組みを開始した。その結果、平成27年12月末の転倒災害は、平成26年12月末と比較すると24.3%減と大幅に減少した。しかし、依然として、全産業の労働災害発生件数の転倒災害の占める割合は高い状態にある。

このような状況から、単年の取り組みではなく継続的に転倒災害防止対策を推進するため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施することとし、特に1年のうち転倒災害の多発する1月～3月までの期間を「冬季転倒災害防止強調期間」として取り組み、6月を「転倒災害防止強調期間」とすることとした。

群馬県の転倒災害の特徴として、冬期間の降雪による路面等の凍結による転倒災害が多発する傾向にある。また、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合は、その災害の程度が重くなる傾向にあるため、今後、労働力人口の高齢化が一層進行すると見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底を図ることは極めて重要と考えられる。

本プロジェクトは、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を講ずることにより、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として実施するものである。

## 2 取組期間

平成28年以降通年とする。

また、プロジェクトの実効を上げるため、平成23年から平成27年の5年間の転倒災害の状況では1月から3月と6月に転倒災害が多発しているので、1月から3月の間及び全国安全週間準備月間である6月を転倒災害防止強調期間とする。

## 3 主唱者

群馬労働局

（一社）群馬労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会群馬県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部

群馬県砕石工業組合

（一社）日本ボイラ協会群馬支部

（一社）日本クレーン協会群馬支部

（公社）建設荷役車両安全技術協会群馬県支部

群馬産業保健総合支援センター

## 4 実施者

各事業場

## 5 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であり、適切な対策を講ずる前提として、事業者の理解を促し、安全意識を浸透させていく必要があるため、群馬労働局と各労働災害防止団体が密接に連携し、各業種の実態を踏まえつつ、以下の対策を展開する。

### (1) 群馬労働局の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の配布
- ② 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ③ 「転倒災害防止総合相談窓口」の設置
- ④ 転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書の提出要請
- ⑤ 労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

### (2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ④ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

## 6 実施者の実施事項

### (1) 転倒災害防止強調期間に実施する事項

#### ① 1月から3月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ウ 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- エ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- オ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- カ 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保、周知
- キ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ク 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

#### ② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

### (2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行